

愛媛	KIZUNA	香川	第 23 号
高知	四国ろうあ連盟	徳島	2013年 10月1日発行
	発行人：竹島 春美 編集人：近藤 龍治	発行所：四国ろうあ連盟 〒768-0051 観音寺市木之郷町甲 1116-1 西讃ふくろうセンター内 FAX 0875-27-7708	

四国の課題 進まず

四国ろうあ連盟運動の報告

四国ろうあ連盟の事業の見直しを始めてから2年になろうとしています。なかなか成果が見られません。見えてきた課題を整理してみました。県や地域でも検討して頂き、意見を四国ろうあ連盟に出して頂き、良い成果が得られるようにしたいと考えています。

◆会員の半分以上は高齢者

- ・高齢者の会員が増えてきています。また青年の会員加入が増えません。
- ・県や市の中心部に集まって活動している会員もいれば、少人数で動いている会員もいます。
- ・ろう者がいても地域協会を設立していないところがあります。情報提供ができません。

◆四国と各県の連携が不十分

- ・四国ろうあ連盟事務局と各県協会事務局の連携がうまくとれませんでした。
- ・情報提供が不十分でした。
- ・運動力が弱いことが明確になりました。

◆ろう者のための災害対策

- ・防災についての話し合いが行われていません。
- ・災害時の情報とコミュニケーション保障について統一した対策ができていません。

◆ろう者相談が急増

- ・高齢者が、加齢とともに家に引きこもることが多くなり行事への参加できなくなってきました。
- ・一人暮らしのろう高齢者が生活に不安を感じています。
- ・相談が急増しています。対応を検討中です。

コミュニケーションは生きる権利 高松市手話通訳市外派遣拒否裁判

9月30日（月）高松市で第2回口頭弁論&報告集会がありました。口頭弁論では「聞こえないということはどういうことか」DVDを使って説明しました。

社会に理解が広がったと信じています。情報とコミュニケーションは生きる権利だということに改めて感じました。

この裁判に対して、皆様から頂いたカンパは、600万円を超えました。ありがとうございました。しかし、目標金額の1,000万円にやっと半分を超えたところで財政的に大変厳しい状態です。

**「いつでもどこでも手話通訳を！」
「私たちの願いが届くまで」**

を合言葉に、

四国一丸となって闘いつづけていきましょう。

今後も皆様のご支援をよろしくお願ひします。

お知らせ

11月17日（日）四国手話学習会 手話でGo！

香川県高松市 まなびCAN

今、話題となっている鳥取県手話言語条例制定について詳しく知りたいと思いませんか。「制定に至るまでの経緯」「聞こえない人たちの暮らしがどう変わるのか」などをお話ください。午後からは3つの分科会に分かれて学習します。第1分科会「手話で遊ぼう」第2分科会「手話を創ろう」第3分科会「手話で学ぼう」があります。

初めて手話を学ぶ方、資格をめざして学習中の方、手話通訳者として活動している方など、どなたでも参加できる内容となっています。多数の参加をお待ちしております。

詳細は各県協会事務局にお問い合わせください。

◆**編集後記**◆ 四国ろうあ連盟「K I Z U N A」第23号をお届けします。★先日、月下美人を見てきました。十五夜に咲く花だと思っていたら違いました。★十五夜とは関係なく咲くそうです。★月下美人はサボテンの仲間です。一晩だけのはかない命です。★世界に一つだけの花のようにそれぞれ花たちは一生懸命咲いています。★そのけなげさが、私たちに感動を与えてくれます。★それぞれ違ってもいいじゃないかと言っているような気がします。★自分なりに頑張ります。一緒に頑張らしましょう。★掲載して欲しい原稿は、四国ろうあ連盟事務局もしくは、各県協会にご連絡ください。